

1、10周年特別助成の目的(概要)

くまもと・わくわく基金設置から10周年を迎え、次の2点を目的とし、10周年特別助成を設置する。

- ①市民公益活動の更なる活性化、推進
- ②熊本市民の社会貢献活動への関心を高め、活動への参加や、寄附を促進する

2、前回決定事項

助成予算は例年の200万円から増額し、300万円とする。
特別助成を実施する。なお、特別助成は学生・子ども枠を中心に検討する。

3、事務局案

事務局案として、特別助成は以下の(1)(2)を併用し実施することを提案する。

**(1)ステップアップ助成の補助率を2/3から10/10に令和4年度(2022年度)に限り変更。
※助成限度額は25万円(変更なし)**

上記目的①のうち、主に既存の登録団体に向け、今後の活動を支援するメッセージを込めて、補助率を特例として変更するもの。

団体の自主性・自立性の観点から、当基金も含め、ほとんどの助成金において、事業に対し満額の補助を行うことはないが、10周年記念事業として行うことで、活動が停滞している団体や、新たな事業に取り組もうとする団体、設立後、ステップアップに悩んでいる団体などを呼び込むことが見込めるため。

(2)(仮称)学生・子ども枠特別助成を設置。対象者は以下の通りとする。

- ①小・中学生が主体的に行うボランティア活動を支援(補佐・補助)する事業を行う
個人または団体
 - ②ボランティア活動を行う高校生・大学生のサークル・ボランティア団体 等
- なお、②の高校生・大学生については、市外でのボランティア活動もその対象とする。

上記目的①及び②について、「小中学生」「高校生・大学生」といった若い世代、及びその家族等に当基金の取組みを知ってもらい、地域活動への参加の意欲を高めることを目的と

する。高校生・大学生については、災害後の支援活動等、市外を含むボランティア活動を経験することで、個人の今後の地域活動への意欲につながると期待できることから、間接的に熊本市民へ還元されるものとして、市外での活動も対象に含むこととする。

(1)(2)をまとめた特別助成の具体案は以下の通り。

	助成の種類	助成額	助成率	予算額と最小助成団体数	申請の要件	申請書類	審査方法	その他
通常枠	スタートアップ助成	10万円を上限	10/10	50万 (10万×5団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録をしていること ・設立後3年以内の団体(令和4年4月1日時点) ・既にスタートアップ助成を受けていないこと ・令和4年4月1日～令和5年3月31日までに完了する事業であること 	従来通り (要綱様式による)	書面審査	事業報告会に参加(発表)することを原則とする
	ステップアップ助成	25万円を上限	10/10	150万 (25万×6団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録をしていること ・ステップアップ助成を連続して3回を超えて受けていないこと ・令和4年4月1日～令和5年3月31日までに完了する事業であること 	従来通り (要綱様式による)	書面審査及び公開プレゼンテーションによる審査	事業報告会に参加(発表)することを原則とする
特別枠	(仮称)学生・子ども枠① 小中学生対象	5万円を上限	10/10	50万 (5万×10事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は個人(管理責任を負う成人であること。高校生不可。)、または会則などを備えたボランティア団体等 ・小中学生が計画・実施するボランティア活動を支援(補佐・補助)する事業であること。 ・5名以上の子どもの活動者が見込めるものであること ・令和4年7月～9月に実施する事業であること 	申請書及び 予算書、計画書(簡易なもの)	事務局による手続審査(要件を満たしているかの審査)先着順。予算上限に達し次第締め切り	あいぽーとフェスティバル(11月)において活動結果を公表、来場者投票(寄附者オンライン投票も検討)上位の団体(個人)には12月に表彰式を行う
	(仮称)学生・子ども枠② 高・大学生を対象	10万円を上限	10/10	50万 (10万×5事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は個人(管理責任を負う成人であること。高校生不可。)、または会則などを備えた団体のうち、学生が主体であるグループ、ボランティア団体、ボランティアサークルであること。NPO法人は対象としない ・令和4年7月～9月に実施する事業であること ・大学生・高校生が主に計画・実施するボランティア活動であること。 	申請書及び 予算書、計画書(簡易なもの)	書面審査	あいぽーとフェスティバル(11月)において活動結果を公表、来場者投票(寄附者オンライン投票も検討)上位の団体には12月に表彰式を行う

※特別枠の実施時期について

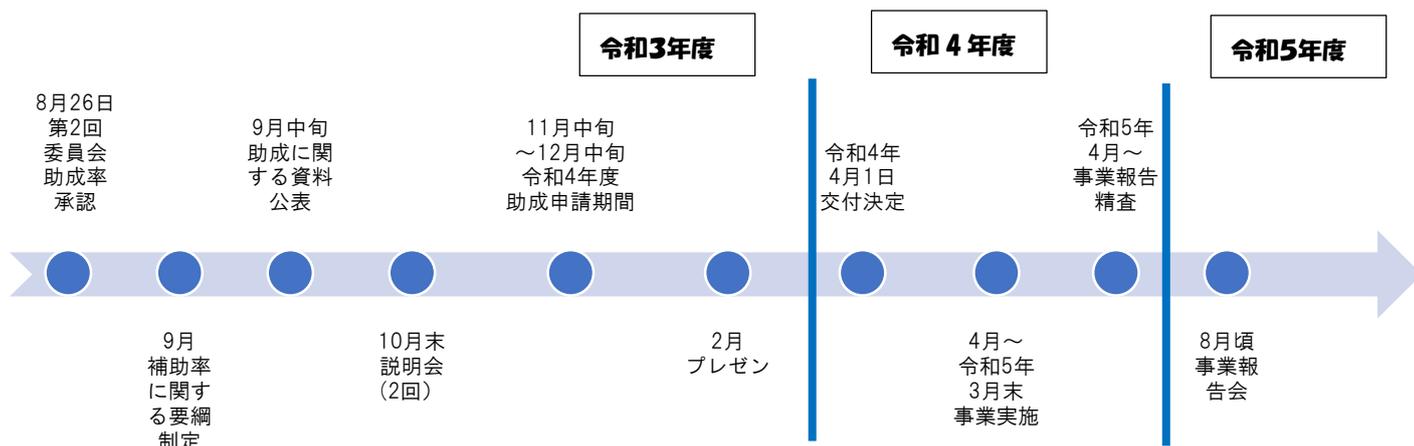
学生は卒業、進級等も考慮し、令和4年4月以降に募集を行い、主に夏休み期間(7～9月)の事業を対象とし、その後、イベントとしてあいぽーとフェスティバルでの投票、表彰式等を年度内に実施予定。

【今後のスケジュール案】

通常枠と（仮称）学生・こども枠のスケジュールについては、時期をずらす。

①通常枠について

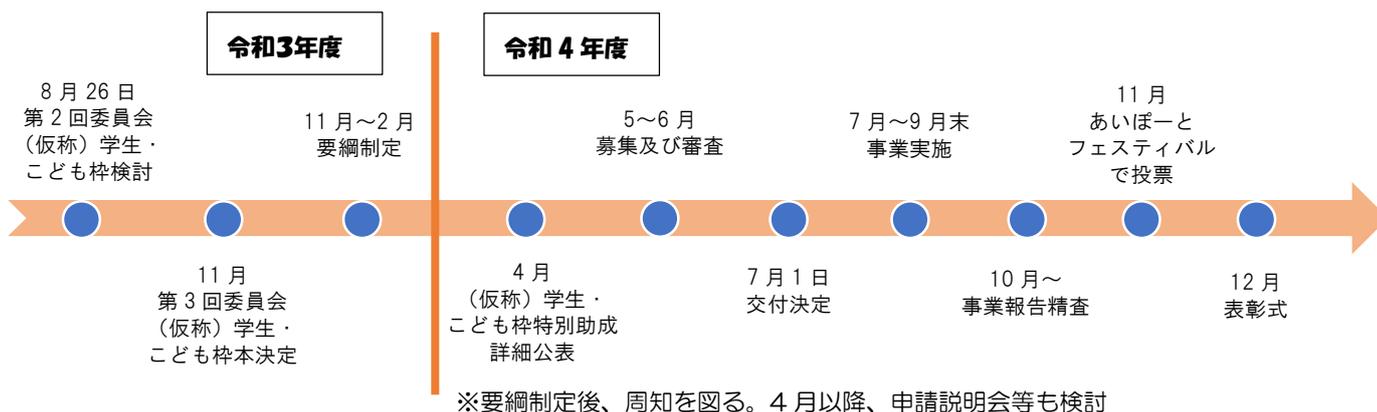
補助率の変更について、委員会で承認を受けた場合、9月中に「補助率の特例に関する要綱」（仮）を制定。



②（仮称）学生・こども枠について

（仮称）学生・こども枠については、第3回委員会で最終決定。

その後、要綱作成、令和3年度中に要綱を制定し、令和4年4月以降の助成広報を予定。



【10周年事業 寄附促進の取組み・イベントについて】

寄附促進の取組み・イベントについては、令和3年度第1回委員会において、イベント事業の充実に対する意見を多く頂いた。そこで、10周年特別助成と連携した事業として、既存の報告会の充実や、あいぽーとフェスティバルの活用、特別枠の取組みについて、表彰式の開催等を検討していく。

参考資料：前回委員会で頂いた意見

※案は前回提示したものを。

令和3年度（2021年度）
第2回運営委員会
資料1 参考資料

1、特別助成について

案1 令和4年度の助成予算額を300万円とし、助成金額を50万円まで拡大した特別枠を設ける。
(ステップアップ助成額について現在の上限25万円から50万円へ拡大。補助率を10/10に変更)

【頂いた意見】

- ・50万円に増額とあるが、助成件数と、助成団体の事業費とのバランスは適切か？
- ・金額を増やすより、採択件数を増やす方がよいのでは。
- ・少額の助成で、申請・報告等の書類手続きを簡単にして、より多くの団体に交付するという考えもある。

案2 令和4年度の助成予算額を300万円とし、助成内容を限定した特別枠を設ける。
(200万円は通常通りにステップアップ助成とスタートアップ助成で分配し、100万円を特別枠とする。助成金額の上限50万円、補助率10/10とする)

※助成内容の限定とは

(例1)市役所内でテーマを募集するなどして、そのテーマに近い取り組みを募集する

・「地域猫問題」「コロナ禍での自宅学習支援」等

(例2)「わくわくアップ助成」として、「夢をかなえる事業」「みんなを笑顔にする事業」等というテーマで事業を募集する。

(例3)「学生枠」として、高校生や大学生が主体となっている団体、小・中学生を多く含む(活動者が小・中学生を中心)団体などに限定した募集を行う。

【頂いた意見】

- ・この案の中では、学生特別枠がいいと思う
- ・学生特別枠以外の案は、もともとのステップアップ事業との区別がわかりにくく、助成申請が見込めないリスクがあるのでは？また、特定の活動では狙った団体が来るのか、現在の助成採択事業を見ると、むずかしいところがある。
- ・特に、小中学生のボランティアは、補助金の交付から除外されるケースが多いので今回助成の対象とするのはいいと思う。
- ・高校・大学生の助成申請は、高レベルなものになるのでは、小中学生の団体への助成との区別がいるのでは。
- ・子どもたちを多く含む団体とは、きちんと定義をする必要がある。

子どもたちのアイデアをもとに大人が計画の補助という形になるのが理想。こどもを対象とした事業は現在もあり、その事業との区別について、整理が必要

- ・大人がさせる、というのではなく、子どもの探求心を生かしたものがいい。そういったものができると、より意味がある。
- ・小中学生の活動にはフォローアップが必要
- ・企画→実行の支援ができると面白い（並走型）
- ・資金支援もだが、団体の活動を顕彰するのも必要では
- ・今回1回限り助成をして、それだけでいいのか。今後の活動に繋げる視点があるのではないか。
- ・案1との併用は可能か

2、寄附促進の取組み・イベントについて（来年度実施）

案1 事業報告会にプラスし、オンラインを活用したイベントの開催。

その周知を令和元年度～現在（約3年）の寄附者に送付する。

案2 記念冊子の刊行。（寄附者からのメッセージ、助成を受けた団体の特集 等）

案3 パネル展示を作成し、各区役所（5か所）を巡回。

（基金の概要、寄附金付自販機設置者の声、冠寄附者の声、近年の助成事業の紹介 等）

【頂いた意見】

- ・市政だよりに10周年事業の特集など組まれるなら、そこに掲載してもらうのはどうか
- ・区民課のまちあいモニターの活用はどうか。
- ・冊子、パネルは余力がある場合のみでよいのでは。見るのは関心が高い人だと思うのでそれよりも、イベントに力を入れてほしい。
- ・オンラインで行う場合、過去の2、3団体に「助成を受けて、どう発展したか」を話してもらうなどはどうか。全団体だと負担も多いし、時間もかかるので・・・
- ・事業報告会がおとなしい印象を受けるので、もっとお祭り、イベント的な要素があるといいのでは。特に、学生枠ができるのであれば、司会進行も含めて、変化をつけることができるのでは。
- ・オンラインもイベントも、というよりも体力的な問題もあるのでどちらかに注力して取り組んで欲しいし、イベントを充実してほしい
- ・助成枠は子どもが対象ということであれば、見る層も拡大されると思うので、見せ方も大事

議事 助成申請における同一団体等の取り扱いについて
(令和3年度第1回委員会より引継ぎ事項)

1、申請の取り扱いについて(事務局案)

(1) 同一団体からの助成申請について

同一団体が申請できる助成事業は、「スタートアップ・ステップアップ助成事業のうち、どちらか1事業」とする。(令和元年第2回委員会で承認のとおり)

(2) 10周年特別助成の取り扱いについて

令和4年度における10周年特別助成(仮称)学生・こども枠助成については、同一申請者からの申請は、(仮称)学生・こども枠助成のうちいずれか1事業とし、令和4年度熊本市市民公益活動支援基金スタートアップ・ステップアップ助成に申請をしている団体であっても、申請を行うことができることとする。

ただし、既に令和4年度当基金の助成交付決定を受けているまたは熊本市の他の助成金の交付決定を受けている事業については、申請はできない。

2、同一代表者による申請の制限について(事務局案)

令和3年度第1回委員会のご意見を踏まえて、「異なる団体であって、同一代表者であるもの」からの申請について、取り扱いを検討した結果、次の理由により制限を設けないこととする。

【理由】

- 団体が異なり、事業が異なるのであれば、目的・効果が異なり、その事業の内容について各委員の審査を経て助成事業が採択されるため、市民公益活動の推進という目的を達成する上で問題点が考えにくい。
- 積極的な活動者は、その幅広い知識、人柄から、代表者を望まれることが現実的にあり得る。
- 純粋に申請をする団体の活動にブレーキをかけることにつながる可能性がある。

10周年特別助成 令和4年度(2022年度)

熊本市市民公益活動支援基金 助成事業のご案内 (くまもと・わくわく基金)

冠基金：公益社団法人熊本法人会ファンド

くまもと・わくわく基金は10周年を迎えます。

市民活動のちからで

もっと“わくわく”する熊本市になるよう、

10周年特別助成 を設けました。

たくさんの助成申請をお待ちしています。



1 助成事業の種類

◆スタートアップ助成

資金面に不安がある、助成申請も初めてで不安…など、設立後間もない団体の取組みを支援するための助成です。

助成対象	助成率
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日現在で、設立3年未満の団体が実施する事業（平成31年（2019年）4月2日以降設立のNPO・ボランティア団体等） 同一団体に対して助成できる年度は、1ヶ年度まで 	<p>10万円を上限に 事業費の <u>10割</u></p>

◆ステップアップ助成

継続的な市民公益活動に取り組む団体の取組みを支援するための助成です。

※例年、25万円を上限に、事業費の 2/3 を助成しておりますが、令和4年度（2022年度）は助成率をUPし、10/10の助成率です。

さまざまな事情で資金面に不安を抱えていた団体も、新たな活動に取り組むチャンスです！

助成対象	助成率
<ul style="list-style-type: none"> NPO やボランティア団体等が行う様々な分野における市民公益活動 同一団体に対して継続して助成できる年度は、3ヶ年度まで 	<p>25万円を上限に、 事業費の <u>10割</u></p> <p style="text-align: center;">助成率UP</p>

※ 設立後3年以内の団体も、ステップアップ助成に申し込むことができます。

※ 同一団体において、申請できる助成事業は、上記いずれかの1事業までとします。

（設立後3年以内の団体であっても、ステップアップ助成への申請ができますが、スタートアップ助成と併用しての申請はできません。）

1 助成趣旨

「くまもと・わくわく基金」は、市民の皆様や事業者の方々の社会に貢献したいという想いを寄附金としていただき、NPOやボランティア団体の皆さんが行う公益的な活動を応援しています。本助成は、事前に登録された団体が申請した事業に対して「市民ニーズ適合性」、「事業計画性」、「公益性」、「発展性」、「まちづくりへのビジョン」の5項目で審査を行い、採択されたものに対して事業費の助成を行います。

〔冠基金設置のお知らせ〕

令和4年度（2022年度）助成事業は、公益社団法人熊本法人会様からいただいた寄附によって冠基金を設置しました。助成決定事業のうち、冠寄附者に選ばれた事業は、くまもと・わくわく基金内に設置された冠基金事業として助成いたします。（詳しくは、7ページをご覧ください。）

◆通常の助成決定事業

くまもと・わくわく基金助成事業

◆冠寄附者が選んだ助成決定事業

助成決定された事業の中から、冠寄附者によって「寄附への想い(社会貢献の想い)」に近い事業が選ばれます。（※助成事業は、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会の審査結果に基づき、熊本市が決定いたします。）選ばれた事業には、以下のような冠基金の名称がつきます。

〔例〕冠寄附者から選ばれた場合

くまもと・わくわく基金「公益社団法人熊本法人会ファンド」助成事業

2 助成対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業

- (1) 登録団体が主催する事業（共催及び実行委員会形式による事業でないこと） ※1
- (2) 営利を目的としない公益的な事業
- (3) 地域社会の発展に資すると認められる事業
- (4) 主に熊本市民を対象とした事業
- (5) レクリエーションを主な目的とした事業でないこと
- (6) 個人に金品を支給する事を目的とした事業でないこと
- (7) 令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日の期間内に行われる事業であって、その期間内に実績報告書等の提出ができる事業
- (8) 当該事業が期間内において、熊本市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと ※2
- (9) すでに着手した事業でないこと

※1 協力関係に関する定義

他の共催団体と実施する事業は助成対象外とします。(協賛、協力団体は問題ありません。)

「共催」…ともに企画・運営に携わり、事業実施に対する責任が伴う関係

「協賛」…事業に賛同して資金や場所などを提供する関係

「協力」…事業に賛同して一緒に活動する関係

※2 熊本市以外から助成等を受ける場合

当基金からの助成は、助成対象事業費から熊本市以外からの助成金等を差し引いた金額に対して行います。なお、助成決定後に他の助成金等の交付を受けた場合は、助成金の一部または全部を取り消し、減額または返還をしていただくことがあります。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業実施時の状況により、事業の制限等をお願いする場合があります。

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業に必要と認められる直接的な経費とし、以下の経費とします。

費目	助成対象経費の説明
人件費	助成事業に直接従事した者に対して支出した給料、諸手当及び賃金など なお、助成対象額は、助成対象事業に従事した時間数によるなどの合理的な根拠によって算出された額に限ります。
報償費	助成事業での講演等に要した講師謝礼金、助成事業に直接携わった者に対する謝金など(団体所属員に対するものを除く) なお、社会通念上、妥当性が認められる金額に限ります。
旅費	助成事業に必要な講師招へい旅費、出張旅費(航空運賃、鉄道運賃)、宿泊費、ガソリン代など なお、ガソリン代については、その用途等が明示された額に限って、助成対象経費とします。

※上記の人件費等の合計は、助成対象経費の1/2までを対象経費とします。

役務費	郵送物の送料、運搬費、広告料、手数料、保険料など
事務費	助成事業に係る事務消耗品費、材料代、チラシ等の印刷費など
使用料・賃借料	会場使用料(付帯設備使用料含む)、会場設営費、車両等の賃借料など
委託費	助成事業実施に必要なもの(HP作成等)

※事業の実施のため、新型コロナウイルス対策として購入する消毒液なども事務費に含まれます。
※オンラインを利用した事業を行う場合の経費については、個別にご相談ください。

(備考) 助成の対象とならない経費について

- 次のような団体の維持運営に伴う経常経費等
 - ・ 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・ 組織で恒常的に発生している人件費
 - ・ 日常的な事務作業や団体内部で使用する備品等の物件費
- 食事代、飲料水代、お茶菓子代などの飲食費
- 講師等への接待交際費
- 補助金の交付決定前に支出した経費
- その他事業を実施するにあたって、適当でないと認められる経費

<助成対象経費に関する注意事項>



助成事業は、事業の適正性や合理性を判断するため、助成対象経費を含めて審査されます。助成申請時に計上されていない経費は、助成対象経費となりません。

■助成対象経費の考え方

(1) 団体運営経費の考え方

助成対象として認められる経費は、助成事業を実施するためにかかる経費です。そのため、団体が実施する他の事業や団体運営経費との区別が明確でないものは、助成対象経費となりません。(例：団体ホームページ運営管理費、インターネット・電話・FAX使用料、FAXの用紙・インク代など)

◆プリンターインク代（インクカートリッジ、インクトナーなど）の適用範囲

団体または団員が所有するプリンターは、助成事業の実施に関わらず使用されるものであるため、助成申請時に購入本数を明記しているものに限って助成対象とします。※必要相当数と認められるものを対象とし、助成採択後の追加購入は認めないものとします。

(2) 飲食費の考え方

団体内部での打ち合わせ等で発生する飲食費や、団体内外に提供する弁当代・食事代などは助成対象経費となりませんが、以下のような経費は助成対象経費として認めることができます。事業の内容や目的によって判断が必要なため、必ず助成申請時に事業計画書と事業収支計画書にそれぞれ明記してください。

◆飲食費の適用範囲（例）

- ・料理教室などの食材費
- ・茶道や食育など、事業そのものに飲食が伴うものの経費
- ・傾聴や居場所づくり事業での茶話会で提供する茶菓代
- ・講演会で使用する登壇者のための飲料水（控室等での提供は、接待費とみなし対象外）

（3）委託費の考え方

委託費は、委託業務の内容を確認する必要がありますので、どのような業務を委託するのかがはっきりとわかるように、「〇〇製作費」などの明記をしてください。また、企業等ではない一般の個人に業務を委託する場合は、必ず書面で、依頼日、依頼内容、受託者からの承諾の事実がわかるような契約を取り交わすようにしてください。（※団体内部で業務を依頼する場合は、委託費ではなく人件費を支払ってください。）

（4）支払方法の考え方

助成事業にかかる経費は、現金での支払いを原則として、口座振込・銀行振込・クレジットカード決済・電子マネー決済での支払いについても認めるものとします。ただし、いずれの場合も、領収先の宛名、支払金額、支払内容、支払日、発行者が記載された領収書がなければ無効とします。

※領収書の宛名は、助成団体名（正式名称であること）が記載されたものを対象とします。

※支出内容が領収書に記載されていない場合は、領収書に対する補足として明細書や納品書を添付して確認します。

◆金券（図書カード、商品券など）の適用範囲 ※人件費、報償費に限る

上記の考え方に加えて、現金等ではなく、金券で支払いをする必要性が明確なものに対しては、人件費及び報償費に限って金券での支払いを認めるものとします。この場合、必ず助成申請時に、支給対象、支給する金券、支給する目的を明記してください。

例：小中学生のボランティアスタッフであるため、図書カードを支給する（500円×10人×2回）

（5）人件費・報償費の考え方

人件費とは、助成事業に直接従事するスタッフに対して支払われる給与等とし、役員報酬や団体の運営スタッフとして日頃から従事している部分の人件費は対象外とします。また、報償

費は団体外部に対して支払われるものを対象とします。

なお、人件費、報償費ともに、助成申請時に団体が定めた給与規定等の確認をさせていただきますので、ご提出をお願いいたします。(給与規定を定めていない団体は作成が必要です。あいぽーとまでご相談ください。)

(6) オンライン事業経費の例

「オンライン講座」や「オンライン相談会」など、「オンライン」で事業を行う場合に発生する費用の代表的な例について、記載します。

・会議アプリのアプリ使用料（イベントの開催や相談事業などで使用するものに限る。）

※ 会議アプリ使用料については、原則、事業開催日を含む月について、月額を基準とし、「使用料・賃借料」として計上してください。なお、事業開催日以外に打ち合わせに使用する場合は、団体の運営経費との区別がつかないため、事業費として計上することはできません。ただし、事業開催日のためのリハーサルなどに使用される場合は、その旨計画書に記載し、計上してください。

・ウェブカメラ、イヤホン、マイク等の周辺機器、タブレット等のレンタル料 等
購入の場合は「事務費」、レンタルの場合は「使用料・賃借料」として計上してください。必ず購入（レンタル）予定数を記載してください。使用数量を含め審査対象となりますので、採択後の購入（レンタル）数の追加はできません。

※ 高額または過大な機器の購入・レンタル料については、事業の目的・効果・その他費用とのバランスなどを考慮し、減額して採択される場合があります。



オンラインに係る事業を検討される場合、必ず事前にあいぽーとまでご相談ください。

5 冠寄附者のご紹介

公益社団法人 熊本法人会 様

よき経営者をめざすもの団体



『公益社団法人 熊本法人会ファンド』

この基金は、熊本地震において熊本法人会様宛に全国にある法人会様からいただいた義援金の一部を社会貢献事業として活用してもらいたいとの想いで、市民公益活動を応援するくまもと・わくわく基金に賛同いただいたことで設置されました。

〔企業概要〕

同法人は、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献されている経営者の団体です。主幹事業は、税の啓発活動・税知識の普及・税の提言事業のほか、経営に役立つ実務セミナー、コンサート、献血活動や美化活動、小・中学校への書籍の寄贈、スポーツ支援といった社会貢献事業を不特定多数の皆さまを対象に取り組まれています。

〔社会貢献〕

次代を担う児童・生徒に対する健全育成の増進を図り、地域社会の健全な発展に資することを目的とした学校への書籍寄贈や、地域社会に貢献することを目的とした県庁銀杏並木ライトアップコンサート、福祉施設慰問コンサートなどを実施されています。

また、スポーツの分野では、熊本城マラソンでのランナーへのスポーツドリンク提供、スペシャルオリンピックでのボランティア活動のほか、サッカー教室やスポーツチャンバラ選手権大会などのスポーツ支援に取り組んでおられます。

〔冠基金のご紹介〕

いただいた寄附金 400 万円は、冠基金『公益社団法人 熊本法人会ファンド』として平成 31 年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までにわたって、スタートアップ助成及びステップアップ助成に活用させていただきます。

6 助成申請に関するお知らせ

(1) 助成申請

令和3年（2021年）11月12日（金）から令和3年（2021年）12月11日（土）まで

※詳しい申請方法・審査方法は、令和3年（2021年）11月初旬に発行する「令和4年度（2022年度）熊本市市民公益活動支援基金 助成申請・審査について」をご確認ください。

■申請書類の配布

下記ホームページ及び熊本市市民活動支援センター・あいぽーとで配布いたします。

《くまもと・わくわく基金ホームページ》

http://www.kumamoto-aiport.com/kumamoto_wakuwaku/

提出書類

- (1) 熊本市市民公益活動支援助成金申請書（様式第8号）
- (2) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
- (3) 人件費、報償費、旅費を定める給与規定等

(2) 説明会・相談会

下記の日程で、助成申請に関する説明会・相談会を開催します。

○説明会

日時：午後の部 令和3年（2021年）10月22日（金）午後3時から

夜間の部 令和3年（2021年）10月28日（木）午後6時30分から

場所：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと イベントコーナー

○相談会

日時：令和3年（2021年）10月29日（金）～11月11日（木）の間中

場所：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 窓口カウンター

【お問い合わせ先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

電話 096-366-0168

FAX 096-366-8830

E-mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp

ホームページは
[こちら](#)



10周年特別助成

熊本市市民公益
活動支援基金

くまもと・わくわく基金



令和4年度 助成事業募集

スタートアップ助成

資金面に不安がある、助成申請も初めてなど、
設立後間もない団体の事業を支援します

- 対象
設立3年未満の団体※が
実施する公益的な活動
※2019年4月2日以降に設立
したNPO・ボランティア団体等
- 助成
最大10万円
- 上限(助成率)
対象経費の10割
- 申請
1団体につき1年度のみ

くまもと・わくわく基金は
10周年を迎えます
市民活動のちからで
もっと“わくわく”する熊本市になるよう
10周年特別助成を設けました
たくさんの助成申請をお待ちしています

ステップアップ助成

継続的な市民公益活動に取り組む
団体の事業を支援します

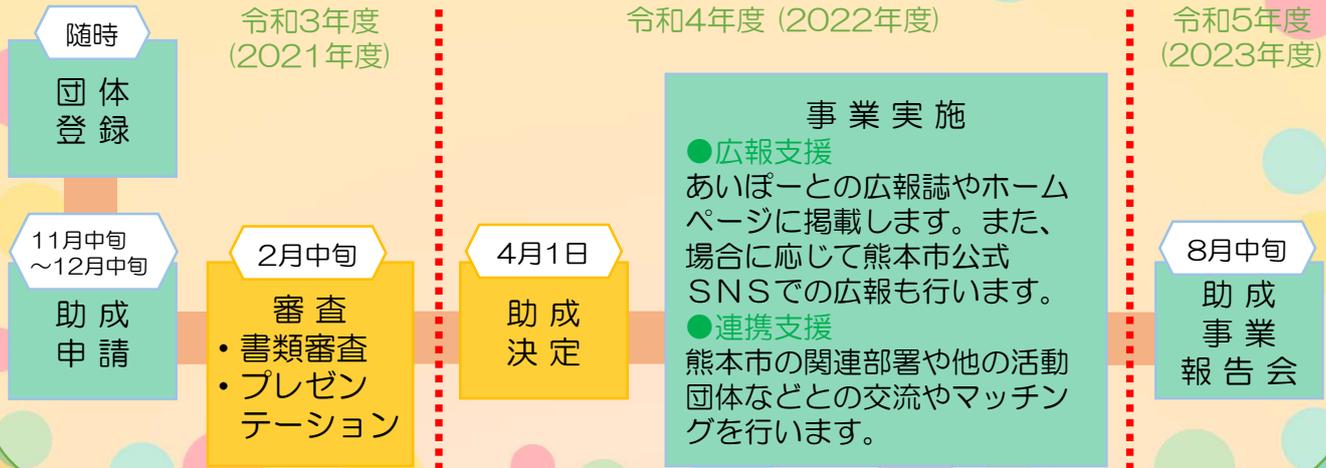
- 対象
NPO・ボランティア団体
等が行う様々な分野での
公益的な活動
- 助成
最大25万円
- 上限(助成率)
対象経費の10割
- 申請
1団体につき
連続して3年度まで

助成率
UP!

くまもと・わくわく基金は、市民のみならずから
いただいた寄附をもとに市民公益活動へ助成を
行っています。さらに、令和4年度助成事業は、
公益社団法人熊本法人会 様 からいただいた
寄附によって、くまもと・わくわく基金内に
冠基金を設置しました。

詳しくは「助成事業のご案内」をご確認ください

令和4年度(2022年度)助成事業のながれ



※そのほか、10周年記念のイベント等に協力をお願いする場合があります。

助成申請に関する説明会・相談会を開催します

●説明会【要 申込】

日時：令和3年10月22日(金) 午後3時～

令和3年10月28日(木) 午後6時30分～

場所：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと イベントコーナー

●相談会【申込不要】

日時：令和3年10月29日(金)～11月11日(木) の期間中

場所：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 窓口カウンター

上記の期間中に限らず、
お気軽にご相談・お問い合わせください。
特にオンラインを利用した事業をご検討の方は、
お早めにご相談ください。

お申込みの際は、
希望する日時とあわせ

- 団体名
- 連絡担当者
- 電話番号

をお伝えください

問い合わせ・申し込み先

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと
熊本市中央区大江5-1-1
ウェルパルクまもと1階

TEL (096) 366-0168

FAX (096) 366-8830

E-mail

aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp

【参考】令和2年度（2020年）第1回運営委員会決定事項

1、オンラインシステム費用の考え方について（決定事項）

令和2年度第1回運営委員会に置いて、活動団体から「オンラインシステム」を活用した活動への要望が上がったため、オンラインシステムの活用に伴う費用について、整理を行ったもの。

名称	決定事項	計上が可能/不可能な理由
ネットワーク通信費	計上不可	家庭や団体の維持運営に伴う経常経費と区分別できないため。
WEB 会議システムアプリ 利用料金 (例：ZOOM：有料版は3人以上の会議の時間が無制限（40分→24時間）になる。（ZOOMは、オンラインセミナーなどに向くアプリ。2000円/月）	事業に必要なWEBアプリは使用料・賃借料として計上可。（ただし、打合せのみを目的とするのは不可）計上する場合、利用するアプリ、利用方法、使用料の明示は必須。	今後のオンラインシステムを利用する事業にアプリの利用は不可欠となると思われるため。アプリの使用料は、月ごとに計算されるものが多いため、事業を行う月単位で計上を認める。（料金の日割りは行わない）。
オンラインシステムを利用した事業のために導入するクレジット払いの振込手数料 (例：オンラインセミナーの受講料をクレジット払いで受け付ける。)	明細などから参加人数・会費・手数料の率（クレジットカード会社によって異なる）が確認できる場合は役務費として計上可。	クレジット払いの手数料を利用者（支払う側）に負担させることは禁止されているため、支払われる側が負担することになる。この手数料については、事業のための費用と明確にわかる場合については、経費として計上が可能とする。
Webカメラ、マイク、ヘッドレスト等周辺機器（購入・レンタル）	事務・消耗品費（レンタルの場合、使用料・賃借料）として計上可。ただし、事業に必要な分のみ。	事業に必要な内容かを審査の時に勘案するため、申請時に計上は可。交付決定後の数量の変更は不可。
パソコン・タブレット等（購入・レンタル）	事務・消耗品費（レンタルの場合、使用料・賃借料）として計上可。ただし、事業に必要な分のみ。	事業に必要な内容かを審査の時に勘案するため、申請時に計上は可。交付決定後の数量の変更は不可。

2、 現在の費用区分（要綱より抜粋）

費 目	説 明
人件費	被補助団体が被用者に対して支出した給料、諸手当、共済費及び賃金
報償費	講演会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等（団体所属員に対するものを除く。）
旅費	講師招へい旅費、出張旅費、宿泊費、ガソリン代等
役務費	通信費（切手代等）、運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。） 会場設営費、車両等の賃借料等
事務・消耗品費	事業に係る物件費、材料費 印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）等
委託費	事業実施に必要なもの（HP作成等）

備考 以下の経費は、助成対象経費としない。

- 次のような団体の維持運営に伴う経常経費等
 - ・ 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・ 組織で恒常的に発生している人件費
 - ・ 日常的な事務作業や団体内部で使用する備品等の物件費
- 助成金の交付決定前に支出した経費
- その他市長が適当でないと認める経費